

令和 7 年 8 月 4 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく安芸高田市職員措置請求について、下記のとおり同条第 5 項の規定に基づき監査したので、その結果を公表する。

安芸高田市監査委員 品川 忠治

安芸高田市監査委員 穴戸 邦夫

## 記

### 第 1 監査の請求

#### 1 請求人

住所 安芸高田市

氏名 省略

#### 2 本件請求の要旨

本件請求の要旨は、請求書記載事項及び事実証明書からおおむねつぎのとおりであると認めた。

地域おこし協力隊活動支援業務（以下「本件業務」という。）は、当初の計画より実績が少いため、変更契約で委託料を減額しているが、本当の実績はさらに少ない。しかも、直接経費に一定の率を乗じて算出する一般管理費は、直接経費が減少しているにもかかわらず、当初の額から減額していないため、245,000 円程度の過払いとなっている。

したがって、実績を精査し、不当な支出である過払いを正すことを求める。

#### 3 請求の受理

本件請求は、令和 7 年 5 月 30 日付けで提出され、形式審査の結果、請求を適格なものとして同年 6 月 9 日付けで受理した。

### 第 2 監査の実施

#### 1 監査対象事項

次の事項を監査の対象とした。

- (1) 本件業務の財務会計上の行為は、違法又は不当なものであったか。
- (2) 本件業務の財務会計上の行為によって、安芸高田市に財産上の損害が発生したか又は発生する恐れがあるか。

## 2 請求人の陳述及び証拠の提出

法第 242 条第 7 項の規定により、令和 7 年 6 月 23 日に請求人の陳述を聴取した。

陳述の要旨は、おおむね本件請求の要旨を補充するものであると認めた。

## 3 監査対象機関

本件業務を所管する企画部を対象に監査を実施した。

企画部の説明又は弁明は次のとおりであった。

### (1) 本件業務の概要

#### ア 目的

新規隊員・現役隊員に対して、任期を終えた協力隊員経験者(以下「OB・OG」という。)がサポートに入ることで、スムーズにミッションに取り組める環境を整える。

OB・OG は、協力隊員としての経験やスキルの伝達、人の紹介などにより、隊員の活動しやすい環境づくりを行う。

#### イ 概要

##### ①協力隊員と OB・OG とのマッチング

2023 年度採用の隊員 2 名と、2024 年度採用予定の地域おこし協力隊 7 名(予定)の 9 名に対して、任務を終えた OB・OG をつなぎ、サポートができる体制を整える。

##### ②協力隊活動の伴走支援

OB・OG が月に 2 回程度サポートを行う。

毎月 1 対 1 での相談の時間を設けるほか、SNS や電話などにより、協力隊員活動へのアドバイス、困りごとへの相談に応じる。

- ・2023 年度採用の協力隊員は 5 月から支援
- ・2024 年度採用の協力隊員は 6 月以降、活動開始の時期から支援

##### ③活動状況の報告

サポートを行った OB・OG は、活動支援の内容を、毎月、委託事業者へ報告する。委託事業者は、毎月の状況を取りまとめ、安芸高田市へ報告する。

##### ④採用までのフォローアップ

採用予定者への住居の紹介や人とのつながりづくり、心配ごとの相談等を行う。

#### ウ 実績

##### ①協力隊員と OB・OG とのマッチング

2023 年度採用の協力隊員 2 名と 2024 年度採用の協力隊員 6 名の 8 名に対して、サポート体制を整備した。

##### ②協力隊活動の伴走支援

2024 年度 7 月採用 2 名…5 月から支援開始

2024 年度 9 月採用 2 名…6 月から支援開始

2024 年度 10 月採用 2 名…6 月から支援開始

③活動状況の報告

毎月、受託事業者より、支援状況の報告書を受領した。

④採用までのフォローアップ

2024 年度新規採用の 6 名に対し、着任前のフォローアップを実施した。

エ 成果と課題

①成果

隊員が円滑で有意義な地域協力活動につなげていくためには、担当課の職員だけでなく多方面からサポートできる体制が大切であり、新たに活動始める協力隊員や現役協力隊員の活動しやすい環境をつくることのできる有効な事業である。

OB・OG は、自らが協力隊員として活動した経験を持つため、現役協力隊員の抱える活動内容や具体的課題を理解している。

また、地域に不慣れな協力隊員にとって、この「地元の人とつないでもらえる」という仕組みは、満足度の高いものである。

②課題

OB・OG の支援については、月ごとのサポートに波がある。

仕様書において、1 か月の上限額(26,000 円)を設定しているため、それを超える支援に対して、謝礼が支払えていない。

(2) 本件請求に対する説明等

ア 変更設計書

①請求人は、変更設計書の中で活動支援 2 年目（11 か月分）の直接経費が 0 円となっていることについて、わずかであっても実績があるため、直接経費を全額削除するのは妥当性に疑問符が付くとしている。

企画部の説明では、業務の仕様書で定めている内容は、OB・OG が協力隊員を支援した謝金は、支援した人数に関係なく支援した時間で謝金を計算し、1 か月当たりの上限を 26,000 円、1 日当たりの上限を 13,000 円としている。

例えば、活動支援 1 年目の協力隊員と 2 年目の協力隊員と一緒に 2 時間支援した場合は、1 年目の協力隊員に対する支援 2 時間分の謝金を支払う。また、上限を仕様書で定めているため、上限を超えた場合は、支援の実績があっても支払いができないことがある。

以上のことから、実際には活動 2 年目の協力隊員に対する支援時間があったにも関わらず、支払い実績はゼロになったとしている。

②請求人は、変更設計書の中で、活動支援 1 年目の協力隊員が 7 人となっているが、実際は 1 人少ない 6 人であるため、直接経費 311,040 円の根拠が疑われるとしている。

企画部の説明では、変更設計書の変更理由欄に「2024 年度採用予定者 7 名から 6 名の採用になったことに伴い、1 名分減額する。」と記載しているため問題ないとしている。

③請求人は、一般管理費について、直接経費の10%が通例であり、当初設計では直接経費2,542,000円の10%である254,200円になっているが、変更設計では直接経費395,040円の10%である39,504円とするべきところ、当初設計と同じ254,200円であり根拠がないとしている。

企画部の説明では、当初、OB・OGによるフォローアップに付随する一般管理費しか想定していなかったが、協力隊員が活動しやすい環境をつくるために必要な調整及び関係団体等との事前打合せに費やした時間が年間130時間に及ぶことを委託事業者の報告書により確認したため、OB・OGによるフォローアップに付随する一般管理費39,504円ではなく、当初予定していた一般管理費254,200円を減額しなかったとしている。

#### イ 実績

①請求人は、採用フォローアップの実績を独自に積み上げて、延べ12名の協力隊員に対して14日間で23時間を実施しているため、直接経費は69,000円になるとしている。

企画部の説明では、実績は28時間であり、直接経費は84,000円になるとしている。

②請求人は、2年目の協力隊員2名に対する活動支援を独自に積み上げて、仕様書に定める「月に2回程度サポートを行う。」に該当した月が2回と4回、「毎月1対1での相談の時間を設ける。」に該当した月が2回と1回であり、仕様書の条件を全く満たしていないため、変更設計で当初の572,000円を全額削除したとしている。

企画部の説明では、2年目の協力隊員2名に対する活動支援の金額がゼロになっている理由は、(2)ア①のとおりとしている。

#### ウ 変更契約書と実績との比較

請求人は、本件業務の実績を独自に計算し、つぎのとおり変更設計額との差額である245,000円程度が過払いであると主張している。

(請求人の計算した実績と誤差があるが、請求人が主張する過払い額に影響はない。)

企画部の説明では、変更設計をこれまで説明したとおり積算しているとしている。

| 内訳              | 変更設計    | 実績      | 差額      |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 活動支援2年目(11か月分)  | 0       | 0       | 0       |
| 活動支援1年目(10か月分)  | 311,040 | 311,040 | 0       |
| 採用後赴任までのフォローアップ | 84,000  | 69,000  | 15,000  |
| 直接経費 計          | 395,040 | 380,040 | 15,000  |
| 一般管理費           | 254,200 | 38,004  | 216,196 |
| 小計              | 649,240 | 418,044 | 231,196 |
| 消費税             | 64,924  | 41,804  | 23,120  |

|             |           |          |          |
|-------------|-----------|----------|----------|
| 合計          | 714, 164  | 459, 848 | 254, 316 |
| 入札率による補正    | 688, 316  | 443, 205 | 245, 111 |
| 2, 796, 200 | 当初設計額（税抜） |          |          |
| 2, 695, 000 | 見積額（税抜）   |          |          |

#### 第4 監査の結果

##### 1 事実関係等の確認

本件業務委託契約について

##### ア 実施設計書

内訳はつぎのとおりである。

「活動支援」小計 2, 392, 000 円①

（2年目の協力隊員 2人 1人あたり月 26, 000 円 11 か月分 572, 000 円

1年目の協力隊員 7人 1人あたり月 26, 000 円 10 か月分 1, 820, 000 円）

「採用赴任までのフォローアップ」小計 150, 000 円②

（50 時間 時間単価 3, 000 円 150, 000 円）

計 2, 542, 000 円（①+②）③

一般管理費一式 254, 200 円④

計 2, 796, 200 円（③+④）⑤

消費税 279, 620 円（⑤×10%）⑥

合計 3, 075, 820 円（⑤+⑥）

##### イ 契約

本件業務の発注は、事後審査型条件付き一般競争入札により執行された。

指名業者等選考委員会審査年月日 2024 年 2 月 5 日

設計額 3, 075, 820 円（税抜き 2, 796, 200 円）

予定価格 3, 075, 820 円（税抜き 2, 796, 200 円）

入札日 2024 年 5 月 10 日

入札参加業者 1 社（A 社）

落札金額 2, 695, 000 円（税抜）

契約の相手 A 社

契約日 2024 年 5 月 14 日

契約金額 2, 964, 500 円（税込）

履行期間 2024 年 5 月 15 日から 2025 年 3 月 31 日

##### ウ 変更設計書

内訳はつぎのとおりである。

「活動支援」小計 311, 040 円①

（2年目の協力隊員 2人 11 か月分 0 円

1年目の協力隊員 6人 10 か月分 311, 040 円）

「採用赴任までのフォローアップ」小計 84, 000 円②

（28 時間 時間単価 3, 000 円 84, 000 円）

計 395,040 円 (①+②) ③  
一般管理費一式 254,200 円④  
計 649,240 円 (③+④) ⑤  
消費税 64,924 円 (⑤×10%) ⑥  
合計 714,164 円 (⑤+⑥)

エ 変更契約

変更協議 (委託料) 年月日の 2025 年 3 月 25 日

変更前 2,964,500 円 (税込)

変更後 688,316 円 (税込)

変更協議に係る承諾 2025 年 3 月 25 日

契約日 2025 年 3 月 28 日

オ 検査

業務委託完了通知日 2025 年 3 月 31 日

検査日 2025 年 3 月 31 日

カ 支払

請求日 2025 年 3 月 31 日 支払日 2025 年 4 月 24 日

支払額 688,316 円 (税込)

## 2 判断

(1) 本件業務の財務会計上の行為は、違法又は不当なものであったか。

本件業務の変更設計書について確認した結果はつぎのとおりである。

ア 活動支援

①OB・OG による地域おこし協力隊活動支援 (11 か月) 2 年目

請求人は、実績に疑義があるものの具体的に過払いを主張していないと判断する。

②OB・OG による地域おこし協力隊活動支援 (10 か月) 1 年目

請求人は、実績に疑義があるものの具体的に過払いを主張していないと判断する。

イ 採用フォローアップ

本件業務の仕様書の内容があいまいであるため、企画部の考え方と請求人の解釈に差が出ているものと思われる。

客観的で実態に合うよう仕様書の改善を求めるが、不当な支出があったとは言えない。

ウ 一般管理費

本件業務の当初設計では、直接経費 2,542,000 円の 10%相当額 254,200 円を一般管理費に計上していたが、変更設計では直接経費が当初の 6 分の 1 以下の 395,040 円に減額となったにもかかわらず、一般管理費を減額していない。

請求人は、前述のとおり、杜撰な計画で根拠のない変更をして過払いであると主張している。

企画部の説明は、前述のとおり、当初、OB・OGによるフォローアップに付随する一般管理費しか想定していなかったが、協力隊員が活動しやすい環境をつくるために必要な調整及び関係団体等との事前打合せに費やした時間が年間130時間に及ぶことを実績報告書により確認したため、OB・OGによるフォローアップに付随する一般管理費39,504円ではなく、当初予定していた一般管理費254,200円を減額しなかったとしている。

企画部へ提出を求めた実績報告書を確認したところ、協力隊員が活動しやすい環境をつくるために必要な調整等を行ったとみなすことができる時間は、少なくとも130時間は認められた。

一般的に、業務の委託費を積算する場合、業務に直接的に必要な経費は数量と単価で積み上げ、業務に必要であるが特定が困難な家賃、光熱水費、通信費、事務費等や委託先の運営を維持するための経費は、一般管理費として直接経費に一定の割合を乗じて算出するのが通常である。

この考え方によれば、請求人の主張に一定の理由があると言えるが、本件業務の積算にあたって準拠すべき基準は確認できない。

企画部は、業務の実績をふまえて委託先と変更協議を行い、活動支援等の直接経費は当初の6分の1以下に減額し、一般管理費は、当初は想定していなかった経費（協力隊員が活動しやすい環境をつくるために必要な調整等の130時間の経費）を含めたことで減額しなかった。

このことは、本件業務の委託料が実績に対して不当に高くなったわけではなく、事務執行上の裁量の範囲から逸脱しているとまでは言えない。

ただし、直接的な経費を一般管理費に含めて、一般管理費を直接経費の一定割合で算出しなかったことは、請求人の主張のとおり通常の方法ではないため、今後、本件業務の積算に関して改善を強く求める。

(2) 本件業務の財務会計上の行為によって、安芸高田市に財産上の損害が発生したか又は発生する恐れがあるか。

前述のとおり、監査を実施した限り、本件業務の契約や委託料の支払いにおいて違法又は不当な財務会計上の行為は確認できないため、市に財産上の損害が発生したとは言えず、今後発生する恐れがあるとも言えない。

(3) 結論

以上のことから、本件請求については理由がないと判断し、棄却する。